

## REACH規則およびCLP規則の施行タイムテーブルチェックリスト ver. 1

2009.07.17 日本化学工業協会 REACHタスクフォース

本内容については、あくまでも日化協が入手した情報に基づいて確認した内容をご参考として提供するものであります。各位におかれてはこの前提のもとにご活用いただきますようお願いいたします。

## A表: 法的な開始時期

No.	開始	項目	概説	対応チェック
1	2007.6.1～	SDS提供	REACH付属書IIで規定されたSDSを物質・混合物の受領者に提供開始 (REACH第31条、第141(1)条)	
2	2008.6.1～	予備登録	Phase-in物質(既存物質)の登録期限猶予のための申請 (REACH第28条)	
3	2008.6.1～	登録	Non Phase-in物質(新規物質)の登録 (REACH第6条、第141(2)条) Phase-in物質の直接登録も選択可能 (REACH第28(1)条、第141(2)条)	
4	2008.10.28～、以降順次	SVHC情報提供	成形品中のSVHC(候補リスト)について供給者は情報提供 (REACH第33条)	
5	2009.6. 1～	制限	REACH付属書XVIIで規定された制限 (REACH第67条、141(4)条) 76/769/EECの制限指令は2009.6.1に廃止 (REACH第139条)	
6	付属書XIV公布(2010初?)～	認可	付属書XIVが正式に公布されてから認可の申請開始 (REACH第56条、58条) 物質毎に各種期限を設定 (REACH第58条)	
7	2010.12.1～	分類・SDS	物質: 量に関係なく、SDSにCLP新分類を記載、2015.5.31までは67/548/EEC従来分類も記載 (REACH第31条(10):この条項はCLP第57条(2)による修正追加)	
8		表示・包装	物質: 量に関係なく、表示・包装をCLP新分類に基き実施 (CLP第61(1)(3)条) 上市及び表示済みのものは2012.11.30まで表示変更不要、No.9参照 (CLP第61(4)条)	
9	2012.12.1～	表示・包装	上市表示済みを含む全物質: 表示・包装を、CLP新分類に基き実施 (CLP第61(4)条)	
10		分類・SDS	物質: SDSから、67/548/EEC従来分類は削除 (CLP新分類のみをSDSに記載) (REACH第31条(10):この条項はCLP第57(2)条による修正追加)	
11	2015.6.1～	分類・SDS	混合物*: 量に関係なく、CLP新分類をSDSに記載 (67/548/EEC従来分類は記載しない) (REACH第31条(10):この条項はCLP第57(2)条による修正追加)	
12		表示・包装	混合物: 量に関係なく、CLP新分類に基き表示・包装 (CLP第61(1)条) 上市及び表示済みのものは2017.05.31まで表示変更不要、No.13参照 (CLP第61(4)条)	
13	2017.6.1～	分類・表示・包装	上市及び表示済みを含む全混合物: CLP新分類に基き表示・包装 (CLP第61(4)条)	

REACH: Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals

CLP: Classification, Labeling and Packaging

SDS: Safety Data Sheet

\*混合物: 「調剤」と同義。CLPにより「調剤」の語は「混合物」に置き換わった。

## B表:法的な対応期限

	期限	項目	概説	対応チェック
1	~2008.12.1	予備登録	Phase-in物質(既存物質)の登録期限猶予のための申請(REACH第28条)	
2	~2009.11.30	CSR作成	2010.11.30登録期限の段階的導入物質の登録期限12ヶ月前に川下ユーザーから伝達されたUseをCSR/ESIに含める(サポートするUseあるいはサポートしないUseとして)(REACH第37(2)、(3)条)	
3	~2010.11.30	登録	予備登録物質で1000t/y以上、R50/53:100t/y以上、CMR・Cat1/2:1t/y以上の物質の登録(REACH第23(1)条)	
4	~2010.12.1	分類・表示・包装	指令67/548/EECによる物質の分類・表示・包装の義務適用(CLP第61(1)条)	
5	~2011.1.1、以降順次	分類・表示の届出	物質の分類・表示の届出。量に関係なく、1t/y未満も届出義務。2010.12.1前に上市したものは2011.1.1が届出期限。2010.12.1以降に上市するものは、上市から1ヶ月後が届出期限(CLP第40(3)条、他入手情報)	
6	~2011.6.1、以降順次	SVHC届出	2010.12.1までに公布された候補リスト物質の届出期限。それ以降公布された物質は公布から6ヶ月後が届出期限(REACH第7(7)条、ECHA News Alert, 2008.11.4)	
7	~2013.5.31	登録	予備登録物質で100t/y以上の物質の登録(REACH第23(1)条)	
8	~2015.6.1	分類・表示・包装	DSD/DPDによる混合物の分類・表示・包装の義務適用(CLP第61(1)条)	
9	~2018.5.31	登録	予備登録物質で1t/y以上の物質の登録(REACH第23(1)条)	

## C表:当局などが強く推奨している期限

	期限	項目	概説	対応チェック
1	~2009夏頃	SIEF形成	2010.11.30登録期限対象に対してSIEFが形成されないと間に合わない時期(諸情報)	
2	~2010.6.1	LRからの共同提出	2010.11.30登録期限対象に対して先導登録者(LR)がここまで共同提出をすれば、後続の各企業個別提出が間に合う時期(登録期限の半年前)(ECHA's 2nd Stakeholders DayのCEFIC資料11ページ)	
3	~2010.10.1	LRからの共同提出	2010.11.30登録期限対象に対して先導登録者(LR)がここまで共同提出をしないと後続の各企業個別提出および製造・輸入継続に支障をきたす時期(登録期限の2ヶ月前)(REACH第21(1)条およびECHA's 2nd Stakeholders DayのCEFIC資料11ページ)	

略号:

REACH: Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals

CLP: Classification, Labeling and Packaging

SDS: Safety Data Sheet

SVHC: Substance of Very High Concern

SIEF: Substance Information Exchange Forum

CSR: Chemical Safety Report

LR: Lead Registrant

R: Risk phrase

CMR: Carcinogenic, Mutagenic and toxic to Reproduction

DSD: 危険物指令67/548/EEC

DPD: 危険な調剤指令1999/45/EC